

給与支払報告書等のe L T A Xまたは光ディスク等による提出義務基準について

前々年（令和6年1月）に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票が100枚以上であれば、令和8年1月に提出する給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等により提出しなければなりません。

（地方税法第317条の6第5項） / （所得税法第228条の4）

	令和6年	令和7年	令和8年
源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票 100枚以上 (紙提出)	給与所得の源泉徴収票 30枚以上(※) (紙提出)	e-Tax または 光ディスク等による提出義務化
給与支払報告書	給与支払報告書 (紙提出)	給与支払報告書 (紙提出)	eLTAX または 光ディスク等による提出義務化

(※) 令和9年1月以降はさらに「30枚以上」に提出義務基準が引き下げられます（令和6年度税制改正）。令和7年中に提出する源泉徴収票の枚数が**30枚以上**となった給与支払者は、令和9年1月以降に提出する際はeLTAXまたは光ディスクにより提出する必要があります。

給与支払報告書・給与所得の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出について

給与の支払いをする事業者の方は、給与支払報告書を区市町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。

eLTAXをご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各区市町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

●eLTAXの利用方法（ホームページまたはヘルプデスクへ）

ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/

ヘルプデスク：0570-081459

●光ディスクの提出方法（豊島区ホームページへ）

《トップページ⇒手続き・届出⇒税金⇒住民税⇒7.特別徴収義務者のかたへ⇒5.光ディスク等の利用について》

令和8年度 給与支払報告書・普通徴収切替理由書の提出について

1	提出先	令和8年1月1日現在、給与受給者が居住する区市町村長あて
2	提出期限	令和8年2月2日(月) ※期限を過ぎて提出されると、6月からの課税に間に合わない場合があります。
3	提出範囲	給与支払額にかかわらず、令和8年1月1日現在の在職者について、提出してください。 令和7年中の退職者については、退職した日現在居住する区市町村長あてに提出してください。 なお、退職者について、支払金額が30万円以下の場合は、提出義務はありませんが、公平・適正な課税の観点から、提出にご協力ください。
4	提出数	給与支払報告書 総括表・普通徴収切替理由書(1事業所につき1枚) 個人別明細書(1人につき1枚) ※給与の支払金額が法人役員で150万円、一般の受給者で500万円を超える場合は3枚つづりの個人別明細書を使用し、源泉徴収票は受給者へ交付及び税務署へ提出してください。

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

追加訂正	長あて	令和 年 月 日提出	指定番号
給与支払期間	令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ		給与支払者の氏名とフリガナ	
給与支払者の所在地(住所)		事業種別	
フリガナ		受給者総人員	人
給与支払者の名称(氏名)		特別徴収(給与差引)	人
代表者の職氏名		普通徴収対象者(退職者)	人
連絡者の氏名、所属、住所、電話番号		普通徴収対象者(退職者を除く)	人
会社事務所等の名称及び電話番号		合計	人
		所轄税務署名	税務署
		納入書	要・不要

※令和8年2月2日(月)までに提出してください。
※給与支払報告書(個人別明細書)と併せてご提出ください。
※「個人別明細書」の「普通徴収対象者(退職者)」及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄に記載した人数の合計が「普通徴収切替理由書」に記載した人数と一致しているか確認してください。

普通徴収切替理由書

符 号	普通徴収切替理由	人 数
普 A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての「区市町村分を含む」従業員数を差し引いた人数)	人
普 B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない	人
普 D	給与の支払が毎月でない(不定期)	人
普 E	事業継続者(個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) 及び休職者(労務休職を含む)	人
合 計		人

※普通徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を一つ記入してください。
※この普通徴収切替理由書の記入がない場合、または、基準に該当しても記入内容に不備がある場合には、原則として、特別徴収対象者として課税処理いたします。

給与支払者の個人番号又は法人番号(※)を記入してください。
個人番号を記入する場合は、先頭の1文字を空けて、右詰めで記入してください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号をいう。

税額通知書の送り先とするため、フリガナやビル名も記入してください。

普通徴収該当の方がいる場合は、下記「普通徴収理由書」を記入し、個人別明細書の摘要欄に符号を記入してください。

金融機関による納入代行サービスや、自社製の納入書の利用により、豊島区が送付する納入書が不要な場合は、「納入書」欄の「不要」に○印を記入してください。

左記の普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の「人数」欄に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(例：普Aなど)を記入して、提出してください。

総括表・普通徴収切替理由書

個人別明細書(特別徴収分)

普通徴収該当 仕切書

個人別明細書(普通徴収分)

切り取って宛名としてご利用ください。→

<担 当>

豊島区役所 税務課 課税第一・課税第二・課税調整グループ
電話 03-3981-1111(代表)

〒171-8422

東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区 税務課 課税担当 行
(給与支払報告書 在中)

※令和7年度以前の様式は使用しないでください。

詳細は、国税庁作成「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

[illegible]

■摘要欄の記載方法

要件	記載方法
支払金額に前職給与を含む	他の支払者の所在地、名称、退職年月日、給与金額、源泉徴収税額、社会保険料控除の金額
退職所得のある配偶者又は親族等の合計所得金額から退職所得の金額を除いた結果、配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができる場合	(退) 氏名・続柄・生年月日・令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額 (退) 豊島 二郎 平成元年1月1日 450,000円
特定親族である場合	特定親族の氏名（＜特定親族特別控除の額の区分＞に対応する数） 豊島 七子（50）
事業専従者の場合	「専従者」（青色事業専従者の場合は「青専」）
国外転出者の場合	「非住民者」

■所得金額調整控除の適用がある場合

要件	記載方法
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例：豊島 花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整） 例：豊島 一郎（調整）
扶養親族が23歳未満	

「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は記載を省略できます。

① 給与所得控除後の金額

「令和7年分年末調整のしかた」の「令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

② 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

税制改正により、令和6年度以降、非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適用について、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下のいずれにも該当しない場合は扶養控除の適用対象外となります。

区分欄の記載方法	控除の対象となる扶養親族	必要書類	
01	16歳以上30歳未満の者	親族関係書類	送金書類
	70歳以上の者		
02	30歳以上70歳未満の者のうち、右記①～③のいずれかに該当する者 ① 留学により国内に住所・居所を有しなくなった者	親族関係書類および <u>留学証明書類(※)</u>	送金書類
03	② 障害者	親族関係書類	送金書類
04	③ その居住者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	親族関係書類	<u>38万円以上の送金書類(※)</u>

※詳細は豊島区ホームページをご確認ください。
ホーム＞手続き・届出＞税金＞住民税＞3. 住民税の手続き＞国外扶養親族に係る扶養控除等の適用について

③ 特定親族特別控除の記載の仕方

税制改正により、令和8年度以降、19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)かつ合計所得が58万円超123万円以下の親族等を有する方は、「特定親族特別控除」を受けることができるようになりました。

項目	記載方法
控除対象扶養親族等の数の「特親」	受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等が合計所得金額が5万円超123万円以下である方の人数
特定親族特別控除の額	「給付所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額
摘要欄	特定親族の氏名（特定親族7区分別親族の種類の区分に対応する数字） 例：養母七子(七)
区分	（特定親族特別控除の種類の区分）に対応する数字

《特定親族特別控除の額の区分》

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超 85万円以下	
61万円	20	21	85万円超 90万円以下	
51万円	30	31	90万円超 95万円以下	
41万円	40	41	95万円超 100万円以下	
31万円	50	51	100万円超 105万円以下	
21万円	60	61	105万円超 110万円以下	
11万円	70	71	110万円超 115万円以下	
6万円	80	81	115万円超 120万円以下	
3万円	90	91	120万円超 123万円以下	

【用語の説明】

- 1 源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
- 2 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である人をいいます。
- 3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。